

## 目次

D I -CR-★-告訴状②20200622.....	2
-----------------------------	---

# 告訴状D I

令和 2 年 6 月 22 日

前橋地方検察庁 御中

## 告訴人

〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

## 被告訴人

鈴木通夫 電話 0278-72-5037

〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 2860 職業 会社員

小林時雄 電話 0278-72-5735

〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3334 職業 不明

鈴木政治 電話 0278-72-5882

〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 2681-1 職業 不明

石井恵子 電話

〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3329 職業 教員

、に対し其々、脅迫罪（刑法第二百二十二条）

## 告訴の趣旨

被告訴人らの以下の所為は、脅迫罪に該当すると考えるので、厳罰に処することを求める旨を告訴いたします。

**(前提) 動機は包囲網としての一連の組織力の誇示です(刑訴法 253 条の 2)**

本件を含め、付属の恣意性一覧表に記載の全事件が、包囲網としての一連行為です。

包囲網として、当たり前のことを認めず、公序良俗を歪めて威力を示しております。

包囲網とは、世界中に拡がった、私へ社会的村八分の輪の通称であり、概要は被害届 2018、関連事件は恣意性一覧表、に記述の通りです。

包囲網は私を常時監視しており、パスワードから全て筒抜けです。

恣意性一覧表の各事件は其々包囲網の実在を示唆しており、更には、それらの稀有な事件が私に集中する原因や各事件の相互関連性を総合すれば、いずれも包囲網としての組織力の誇示ないし公序良俗の偽装であることは明らかです。

したがって厳密には、全告訴状の全告訴事実が実態的な一連行為ですから、一告訴状に統合したいところですが、膨大で実務的でないため、このように各告訴状に分けております。

**(前提) 包囲網は常に、当たり前の予見可能性を無視します**

つまり、当たり前の予見可能性に基く結果回避義務違反であり、当たり前の予見可能性とは、①法令、②経験則ないし論理則、③蓋然性、などですが、要するに、職責以前に一般人として

# 告訴状D I

当り前のことを認めないということであり、当り前に、反社会的で、著しく信義則違反かつ公序良俗違反、つまり、広義の違法です。

## 事件の概要

私と同じ住所地区の、鈴木通夫、小林時雄、鈴木政治、石井恵子は、後述の通り、村の集会での八分扱いの言動、石井恵子の三度の留守宅内侵入(告訴状D II)、訴状未送達段階での村の行事村への4人揃った欠席、つきまとい、当該訴訟の答弁での誹謗中傷などを重ね、組合せて、包囲網としての組織力を示して私を脅迫しました。

また、群馬県警沼田警察署は、こうした村八分の状況を訴えたのに、根拠無く隠蔽しました。なお、本件村八分関連として、前橋地裁H31ワ116慰謝料請求事件が有ります。

### 告訴事実1 総会①での村八分扱い(1号証)

20170212 19:00からの、住所地区(吉平:よしだいら)の構造改善センター(群馬県利根郡みなかみ町上牧3034)での集会において、出席者全員が事前共謀して、後述の通り、私が発言を始めた途端に、小林時雄が帰宅し、鈴木通夫は、「(1号P1下)それは村で決議する問題ではないでしょ?」などと、正当な理由無く、妨害発言を重ねたあげく、「(1号P3中)はあいいや、帰るべえ」と皆を煽動して帰宅するなどにより、私の発言を公然(出席者17名、8号証)かつ不当に妨害するなど、私を村八分扱いし、皆で当り前のこと認めず、公序良俗を偽ることにより、「お前を認めない」との私の人格的生存(生命ないし自由ないし名誉)への無言の威力脅迫の害意を表示し、もって、包囲網の組織力を誇示して、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪いました。

### 告訴事実2 総会②での村八分扱い(2,3号証)

20170416 19:00からの、住所地区の構造改善センターでの集会において、出席者全員が事前共謀して、後述の通り、私の発言を劣後させるよう煽動したり「(石井恵子2号P1上)総会の議題より後回しにすべき」、私の発言中に閉会するよう煽動したり(「(石井恵子、3号P4中)総会を終わりにしましょう」、「(鈴木政治3号P4中)総会、終わりでいいよ、もう帰るぞ俺は」)、場違いな発言だと因縁を付けたり(「(小林時雄2号P1中)逃げられるようなこと言うからだろ?」、「(石井恵子3号P4上)ここで言う事じゃないと思いますよ」)、などにより、私の発言を公然(出席者18名、8号証)かつ不当に皆で中止させて妨害するなど、私を村八分扱いし、皆で当り前のこと認めず、公序良俗を偽ることにより、「お前を認めない」との私の人格的生存(生命ないし自由ないし名誉)への無言の威力脅迫の害意を表示し、もって、包囲網の組織力を誇示して、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪いました。

#### (告訴事実1と2共通の説明)

上記の二つの集会は、以下の通り総じて、皆で当り前のこと認めない言動(公序良俗の偽装)と言えますから、その威力脅迫効果は明白です。

第一に、人権侵犯性であり、誰にも表現の自由が有ることは公知なのに、公然かつ不当に私の発言を妨害し、侮辱しており、信義則違反かつ個人の尊厳(憲法13条)の蹂躪です。

# 告訴状D I

第二に、反社会性であり、例えば発言中の恣意的な途中帰宅は、超敵対的な私への害意の表示であるとともに、信頼と互敬の精神に反し、村の秩序を乱す行為です。

そもそも、安全情報の共有は村という基礎的共同体として当り前であり、また、脅迫を感じて当然の話なのに、皆が揃って根拠無く認めなかつたことは、有り得ないことから、事前共謀による隠蔽とともに公序良俗の偽装による組織力の誇示としか説明は付きません。

こうした村八分の違法性は自明のはず(過度不适当性)なのに、それを承知のうえで敢えて皆で村八分扱いした動機を探れば、「お前を認めない」に加え、「お前の訴えを握り潰して見せる」との包囲網としての無言の威力脅迫の意図も、必然的に導かれます。

正当性無く、皆で私の発言を妨害したこと

(1) 村の規約(5号証5頁)は、臨時的議題を禁止する趣旨ではないこと

村の規約は、臨時的議題の禁止規定ではなく、単なる運営上のガイドラインに過ぎず、また、予定された旨の議題も、構成員の事前承認手続を経たものではありません。

(2) 定例議題より優先すべき安全情報であること

安全情報の共有は、太古より当り前に、村落共同体としての最重要事項です。

(3) 事前に組頭に打診済であったこと(3号証1頁上)

2017年の元旦に、組頭の石井悦寿を訪問し、当該告訴状を手交のうえ、提案を予告済です。

●反論 石井恵子が総会①を、鈴木通夫が総会②を、欠席したから共謀ではない旨(8号証6頁) (説明)その場で共謀したことの直接証拠が無いという屁理屈に過ぎません。

全体の態様ないし蓋然性として、事前共謀としか説明が付かない点が多数有ります。

## 1 私が発言中に、帰宅したこと

一回目の集会で、「(小林時雄)先に帰るよ」 (説明)録音無、但し、2号で認めています。  
このような恣意的退席を認めていては、どのような集会も成り立ちません。

●反論 私の発言に出席する義務は無い旨(8号証6頁)

(説明)既述の人権侵犯性、反社会性、公序良俗違反を無視しています。 呆れた倒錯です。

## 2 私が発言中に、議題が不適切の旨の因縁を付けたこと

1号P3中「(鈴木通夫)村でやる問題じゃないよ、それは。」

B 3号P4上「(石井恵子)ここで言う事じゃないと思いますよ」 虚偽 模倣

また、発言AとBを総合すれば、「お前を認めない」との意味にしかなりません。

## 3 私が発言中に、後回しにさせるよう煽動したこと

A 2号P1上「(石井恵子)民主主義だったら、総会の議題より後回しにすべき」

2号P1中「(石井恵子)議題をやりましょう。議題を進めましょう。」

(説明)前回集会で、無理やり中断された私の優先発言権を無視しています。

## 4 上記2の模倣発言をしたこと

# 告訴状D I

3号P4上「(石井恵子)ここで言う事じゃないと思いますよ」 超敵対的発言  
(説明)私が違法性を注意喚起した矢先(3号冒頭)の、鈴木通夫の模倣による威力です。

## 5 私が発言中に、集会を終わらせるよう煽動したこと

1号P3中(鈴木通夫)「はあいいや、帰るべえ」  
3号P4中(石井恵子)「総会を終わりにしましょう」  
3号P4中(鈴木政治)「総会、終わりでいいよ、もう帰るぞ俺は」  
(説明)皆で私の発言権を否定しています。

## 6 皆で当たり前のことを見直したこと

以下の通り、皆で、当たり前のことを見直すことを示しております。

1号P1中「(鈴木通夫)だって、ちゃんと獵友会の許可証持った人達がやってることによって、吉平だけでそんなことで決議をするなんてできないでしょ?」 虚偽  
1号P1下「(鈴木通夫)それは村で決議する問題ではないでしょ?って、」 虚偽  
1号P2中「(鈴木通夫)いや、だって身の安全なんて、誰も無いもん」 経験則違反 無根  
1号P3中「(鈴木通夫)感じないね。だって誰かわかんないもん、」 行為の問題です  
1号P3中「(鈴木通夫)村でやる問題じゃないよ、それは。」 虚偽  
1号P3中「(鈴木通夫)だから、それを村でやる話じゃないでしょ?」 虚偽  
2号P1中「(小林時雄)逃げられるようなこと言うからだろ?」 無根  
2号P1中「(小林時雄)聞きたくないことは聞きたくない。」 無根  
3号P1下「(鈴木政治)来んなとは言えねえやな。」 虚偽  
3号P2中「(小林時雄)(鈴木正春)共通の危険じゃねえよ、そんなことは。」 経験則違反  
3号P2中「(小林時雄)身の危険を感じてる人、居ねえよ、誰も」 経験則・論理則違反  
3号P3上「(鈴木政治)国で決めてあることだもん、無えだっぺ。」 虚偽  
3号P3上「(小林時雄)証拠が有るんかい? へへへ」 経験則違反  
3号P4上「(石井恵子)ここで言う事じゃないと思いますよ。」 虚偽  
3号P4上「(石井恵子)違います、違うと思います。」 無根  
3号P4中「(石井恵子)おかしくないですよ。」 無根  
3号P4中「(石井恵子)他の人達は身の危険を感じてません」 経験則・論理則違反

### ★獵銃脅迫事件(1、3号証)の概要 当り前の違法発砲です

私の畑に無断侵入しての、無意識下での至近距離30mからの対面発砲は、脅迫罪、殺人未遂罪、暴行罪、侮辱罪、狩猟法違反、自律権侵害、静穏権侵害などの疑いが強いので、当たり前の違法発砲なのに、それを敢えて行ったが故に、無言の脅迫です。

この発砲に續いて更に、血痕やら死骸の残渣放置が有ります。

### ★郵便局事件(3号証)の概要 当り前の住居侵入です

夜間、郵便局員が私の居眠り中に忍び込み、再配達物を置き去り、サインを偽造しました。私の筆跡ではなく、インクの色も供述と違います。

上記二事件はいずれも、「次は自分の番かもしれない」と身の危険を感じて当然の話であり、

# 告訴状D I

狙撃と呼ぶべき異常な発砲や、受取サインの偽造が有ったのは紛れも無い事実であり、それが私限りの危機だという保証も無いわけですから、巻き添えの惧れを否定できないのに、誰もそれを感じないというのは、村という基礎的共同体として有り得ないことであり、包囲網としての事前共謀による隠蔽や威力の意図を、当り前に、示唆しております。

## 告訴事実3 4人揃って奉仕作業を欠席し、威力を示したこと(8号証)

20190316 08:00 から実施された村の奉仕作業(上牧 3043 付近の村道のコンクリート舗装)に、鈴木通夫、小林時雄、鈴木政治、石井恵子、の前橋地裁 H31 ワ 116 慰謝料請求事件の被告予定者 4人が揃って欠席したことは、原告の私に対する圧力行為に相違ありません。

これは後述の通り、確率的に偶然では有り得ない現象ですから、知り得ないはずの情報を知っていること(常時監視の脅威)を仄めかすことによる、包囲網の組織力の誇示であり、私の人格的生存(生命ないし自由ないし名誉)への無言の威力脅迫の害意を言動で表示したと言え、もって、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪いました。

なぜなら、第一に、総戸数約 20 戸、平均出席率八割前後の村の行事を、被告ら 4 人だけが揃って欠席する偶然確率は、2/10 の 4 乗(16/10000)を、特定の 4 人の組合せ数 20C4(4845 通り)で割り、概算で 32/100000000 ですから、偶然では有り得ません。

第二に、私は、20190314 に前橋地裁 H31 ワ 116 慰謝料請求事件の訴状を提出したばかりで、明らかに未送達なのに、4人が被告となることをどうやって知り得たか? が極めて不審であり、常時監視の成果か、裁判所からの漏洩か、のいずれかしか説明が付きません。

★★★(説明) これは確率的に、包囲網の実在の、動かぬ証拠です

●反論 出席する義務は無く、また、事前に知ったという証拠も無い旨(8号証 10 頁)  
(説明)この極めて高度の蓋然性こそが、当り前に、決定的な状況証拠(間接証拠)です。

## 告訴事実4 鈴木政治一家のつきまとい(写真有、8号証)

20190512 午後、私が自分の田圃(みなかみ町上牧 3043)でマコモの田植をしていたところに、下記の通り、鈴木政治一家や村人が次々に現れ、私に付きまとったことは、タイミングと状況的に、当り前に疑われる所以普通はしない行動であり、李下の冠と言え、前橋地裁 H31 ワ 116 慰謝料請求事件(20190314 訴状提出)の被告から原告の私への圧力行為であるとともに、包囲網の組織力の誇示であり、もって、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪いました。

記

① 13:30 頃、鈴木政治がトラクターに乗って現れ、隣の田圃(上牧 3044)の均しを始めました。

なお、鈴木政治が当該田圃の耕作をするのは初めてでした。

② 13:44 白い車(群馬 502 ま 95-17)が村道の西から現れ、上牧 2993 付近に、エンジンを駆けたまま 10 分以上も居座りました。

③ この挙動が極めて不審だったため、私が撮影を始めたところ、鈴木政治がトラクターを降りてその白い車まで行って、運転者と話し始めました。

④ 14:00 頃、今井育男が黒い車(群馬 308 ろ 2-22)に乗って村道の東から現れ、上牧 3044

## 告訴状D I

の田圃の前で停車し、エンジンを駆けたまま数分間そこに居座りました。

⑤ この挙動が極めて不審だったため、私が撮影を始めたところ、今井育男が車を降りて、鈴木政治のトラクターまで行って、話し始めました。

⑥ 16:00頃、白い車が再び村道の西から現れ、上牧 2993 付近に、エンジンをかけたまま数分間居座りました。

⑦ この挙動が極めて不審だったため、私が撮影を始めたところ、運転者の女が車を降りて鈴木政治のトラクターまで行って話し始めました。

このように、上記の②, ④, ⑥において、エンジンを駆けたまま、鈴木政治と何も連絡を取らずに、黙って数分間そこに居座る、という同じ行為を三度繰り返して威力を示しました。

私が撮影を始めなければ、どれだけ居座ったか知れません。

⑧ 16:30頃、鈴木政治の息子夫婦と思われる男女が、孫と思われる女の子と犬を連れて徒步で現れました。

### (説明)

1 ②, ④, ⑥が極めて不審な行動の態様であること

エンジンを駆けっ放しも、何も連絡を取らないのも、いずれも尋常ではありません。

2 鈴木政治が当該田圃(上牧 3044)の耕作をするのは初めてであること

3 たまたま通りかかるような場所ではないこと この村道は県道から外れています

4 自分の田圃だととの答弁は虚偽であること 登記簿上は篠田照夫氏(故人)の所有

## 告訴事実 5 訴訟中の誹謗中傷 1 (5号証)

鈴木通夫、小林時雄、鈴木政治、石井恵子、の4人は、令和元年9月12日付で前橋地裁に提出した前橋地裁H31ワ116慰謝料請求事件の1回目準備書面において、私の訴えに対する合理的理由を一切示さずに否認だけし、また、下記の誹謗中傷を重ねました。

これらは、被害者の私を皆で狂人扱いして自らの犯罪性を希薄化させようとする狙いの事実の摘示と言え、合理的根拠が無く、公正な論評とは言えず、私の人格的価値についての社会的評価を低下させる行為と言え、また、民事訴訟の場の公然性は明らかですから、提出日現在での、公然たる事実の摘示(表示)による名譽毀損なので、その不当性が公知であり通常は取り得ない言動であること(過度不当性)から、組織力による公序良俗の偽装を狙って私の人格的生存(生命ないし自由ないし名譽)への無言の威力脅迫の害意を書面で表示したとみなせ、もって、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪いました。

### 記

① (10号証1頁) 「今井豊は被害妄想が、どこから生まれるのか正常な人間では、考えられないような気がしてなりません」

② (10号証3頁) 「被害妄想も、はなはだしい限り」

## 告訴事実 6 訴訟中の誹謗中傷 2 (6号証)

鈴木通夫、小林時雄、鈴木政治、石井恵子、の4人は、令和元年10月23日付で前橋地裁に提出した前橋地裁前橋地裁H31ワ116慰謝料請求事件の2回目準備書面において、私の訴え

## 告訴状D I

に対する合理的理由を一切示さずに否認だけし、また、下記③の誹謗中傷を重ねました。  
私の思考能力が無い旨は、被害者の私を皆で狂人扱いして自らの犯罪性を希薄化させようとする狙いの事実の摘示と言え、合理的根拠が無く、公正な論評とは言えず、私の人格的価値についての社会的評価を低下させる行為と言え、また、民事訴訟の場の公然性は明らかですから、提出日現在での、公然たる事実の摘示(表示)による名誉毀損なので、その不当性が公知であり通常は取り得ない言動であること(過度不当性)から、組織力による公序良俗の偽装を狙って私の人格的生存(生命ないし自由ないし名誉)への無言の威力脅迫の害意を書面で表示したとみなせ、もって、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪いました。

記

③ (11号証2頁) 「思考能力を疑わざるをえません」

### 告訴事実7 訴訟中の誹謗中傷3 (9号証)

鈴木通夫、小林時雄、鈴木政治、石井恵子、の4人は、令和2年4月8日付で東京高裁に提出した東京高裁R2ネ740慰謝料請求控訴事件の控訴答弁書において、訴えに対する合理的理由を一切示さずに否認だけし、また、下記の、私への誹謗中傷を重ねました。

これらは、被害者の私を皆で狂人扱いして自らの犯罪性を希薄化させようとする狙いの事実の摘示と言え、合理的根拠が無く、公正な論評とは言えず、私の人格的価値について社会的評価を低下させる行為と言え、民事訴訟の場の公然性は明らかですから、提出日現在での、公然たる事実の摘示(表示)による名誉毀損なので、その不当性が公知であり通常は取り得ない言動であること(過度不当性)から、組織力による公序良俗の偽装を狙って私の人格的生存(生命ないし自由ないし名誉)への無言の威力脅迫の害意を書面で表示したとみなせ、もって、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪いました。

このように、一審の答弁に抗議しているそばから益々激化させており、包囲網の特徴です。

記

④(5頁) 「私どもからすると精神的疾患があると思えてなりません。まだ若いので現代医学からして早期の治療をしてあげて治してあげる事が出来ないのかと考えて居るのも事実です。」 (説明)被害者を皆で狂人扱いして難を逃れようとするのは、世の常です。

⑤(3頁) 84歳の老人にガンを付けて脅した旨

(説明)私の目の前で、私の畳に立小便をしたから侮辱だと抗議しただけです。 こういう話が伝わること自体が包囲網を示唆しています。

⑥(4頁) 自販機を撤去させた旨

(説明)作業を口実にした騒音を補充員間に抗議しただけで、撤去しろなどと言っています。

⑦(4頁) 私の暴力的行動に怯えながら暮らしている旨

(説明)まさに因縁ですが、そう感じるのは、自分達にやましいところが有るからでしょうね。

鈴木通夫、小林時雄、鈴木政治、石井恵子、に対し其々、脅迫罪 (刑法222条)

被告訴人らは包囲網として事前に共謀して、私への脅迫の意図を持って、告訴事実1により、鈴木通夫、小林時雄が、告訴事実2により、小林時雄、鈴木政治、石井恵子が、告訴事実3

# 告訴状D I

により鈴木通夫、小林時雄、鈴木政治、石井恵子が、告訴事実4により鈴木政治が、告訴事実5から7により、鈴木通夫、小林時雄、鈴木政治、石井恵子が、更には告訴状D IIにより石井恵子が、其々、既述の言動や答弁での過度不当性によって、包囲網としての組織力を誇示しました。

これらを上記4人の事前共謀による一連の無言の威力脅迫とする根拠は、

第一に、いずれも「お前を認めない」との意味にしかならないこと

告訴事実1, 2, 5, 6, 7は、過度不当性により、いずれも上記の意味にしか取れません。

第二に、いずれも当り前のことを認めない、公序良俗の偽装であること

告訴事実1, 2, 5, 6, 7はいずれも、当り前のことを認めないことの違法性や、訴えられれば敗訴することは、誰でも自明なのに、それを承知のうえで敢行した点や、なおも頑なに否認する点が、過度不当性(有り得ない行動)であり、公序良俗を偽る狙いは明らかです。

つまり、「貴様の訴えは我々が握り潰して見せる」との、裁判所ぐるみの公序良俗の偽装を前提にした言動としか説明が付きません。

そのような無政府状態(公序良俗の偽装の状況)が齎す脅迫効果は絶大です。

第三に、全告訴事実が組織力の誇示とみなせること

特に、告訴事実3と4や、告訴状D IIの石井恵子の留守宅侵入は、組織力の誇示としか説明が付きません。

また、公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。

更には、恣意性一覧表に記載の各事件にも全て同じことが言え、それらの相互関連性を俯瞰・総合すれば、包囲網としての組織力の誇示と公序良俗の偽装であることは明らかです。

特に告訴事実3で、4人が被告になることを知り得た方法は、常時監視の結果か、裁判所からの漏洩、としか説明が付きませんが、いずれの場合も包囲網の威力です。

第四に、組織力を誇示する目的は、無言の威力脅迫の害意としか説明が付かないこと

纏めると、告訴事実1から7が全て、組織力の誇示と言えること、告訴事実1, 2, 5, 6, 7が、いずれも公序良俗の偽装と言えること、更には恣意性一覧表に記載の他事件との相互関連性を総合すれば、4人は包囲網として事前共謀して、言動や書面によって、組織力による公序良俗の偽装を示唆することにより、包囲網の組織力を誇示し、もって、私の人格的生存(生命ないし自由ないし名誉)への害意の無言の威力脅迫を行なったとみなせ、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪ったので、脅迫罪です。

なお、この脅迫と、別告訴状の名誉毀損の意図が並存したと考えます(観念的競合)。

また、10号証を始め、無言の脅迫の判例が幾つか存在することは、ご承知の通りです。

**証拠方法** 証拠説明書D Iに記載の1から10の全号証

**附属書類** 証拠説明書D Iと全書証と被害届2018と恣意性一覧表

以上